

相談系サービス報酬改定について(H30.4.11)

1. モニタリング標準期間変更(計画相談支援のみ)

見直し時期	対象	モニタリング標準期間
H30年度	新サービス利用者(就労定着支援, 自立生活援助, 日中サービス支援型共同生活援助)	3ヶ月
	施設入所者等(障害者施設, のぞみ園, 療養介護入所者, 重度障害者等包括支援の方)	1年→6ヶ月
H31年度	居宅介護, 行動援護, 同行援護, 重度訪問介護, 短期入所, 就労移行支援, 自立訓練利用者	6ヶ月→3ヶ月
	65歳以上で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者	

※但し, すでに計画作成済みの方は各見直し時期以降の計画作成または変更までは今までどおりで大丈夫です。

2. 基本報酬の変更(業務負担に応じた加算を設けることにもない一定程度引き下げ)

※ 標準担当件数 39件までの場合は, (I)で算定。40件以上の場合は, 39件までは, (I)で算定し, 40件目からを(II)で算定します。

計画相談支援 ※ 旧単価(経過的)を算定した場合は, 初回加算は算定不可。旧単価と新単価のサービスを併用している方は, 新単価で算定。

見直し時期	対象者	基本報酬	
30年度	新サービス利用者(就労定着支援, 自立生活援助, 日中サービス支援型共同生活援助)	サービス利用支援費(I)	1458 単位
		サービス利用支援費(II)	729 単位
		継続サービス利用支援費(I)	1207 単位
		継続サービス利用支援費(II)	603 単位
	施設入所者等(障害者支援施設, のぞみの園, 療養介護入所者, 重度障害者等包括支援の者)	経過的サービス利用支援費(I)	1611 単位
		経過的サービス利用支援費(II)	806 単位
		経過的継続サービス利用支援費(I)	1310 単位
		経過的継続サービス利用支援費(II)	655 単位
上記以外	サービス利用支援費(I)	1458 単位	
	サービス利用支援費(II)	729 単位	
	継続サービス利用支援費(I)	1207 単位	
	継続サービス利用支援費(II)	603 単位	
31年度	計画相談支援利用者	サービス利用支援費(I)	1458 単位
		サービス利用支援費(II)	729 単位
		継続サービス利用支援費(I)	1207 単位
		継続サービス利用支援費(II)	603 単位

障害児相談支援

見直し時期	対象者	基本報酬	
30年度	障害児相談支援利用者	障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1620 単位
		障害児支援利用援助費(Ⅱ)	811 単位
		継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1318 単位
		継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	659 単位

標準担当件数 計算方法 ※計画作成と継続(モニタリング)の件数のみ計上。新規指定事業者は推定数。

	前6ヶ月間						計
	H29 10月	11月	12月	1月	2月	3月	
件数合計(件)	45	45	60	45	45	50	290
うち計画相談	30	30	30	25	30	30	175
うち障害児相談	15	15	30	20	15	20	115
相談支援専門員(人)	1	1	1	1	1	2	7

請求月
H30 4月
60
40
20
2

← 58件はⅠで算定

← このうち2件をⅡで算定

※ 利用者の契約日が新しいものから順にⅡを割り当てる。者と児を一体的に運営している場合は、者の契約日が新しいものから、その後に児の新しいものから順にⅡを割り当てることとなっています。

計画相談等支援件数	290 件 ÷ 6 ヶ月 = 48.333... 件
相談支援専門員(人)	7 人 ÷ 6 ヶ月 = 1.166... 人
標準担当件数	48.333 件 ÷ 1.166 人 = 41.428... 件/人 ≥ 40 件/人
Ⅱで算定する件数	(41.428 件 - 39 件) × 1.166 人 = 2 件 小数点以下切捨て

3. 加算(新設)について

※2, 3, 4, 5, 6, 7の加算は、別添資料2の標準様式(高知市HP掲載)を参考として記録を作成し、5年間保存。

※8, 9, 10の体制加算は、基本報酬に加算。別添資料2に参考様式あり。

	支援費名称	単位数	算定要件	注意点
1	初回加算	300単位/月	新規にサービス等利用計画を作成する場合(前6ヶ月において障害福祉サービスおよび地域相談支援を利用していない場合)算定 但し 基本報酬を旧単価で算定の場合は初回加算は算定不可	退院・退所加算との併給× 医療・保育・教育機関等連携加算との併給×
2	入院時情報連携加算 記録	I 200単位/月	入院時に医療機関が求める利用者の情報を、利用者等の同意を得た上で医療機関訪問して提供した場合に加算	入院するにあたり。 基本報酬なしでも算定○ I IIの併給×
		II 100単位/月	I 以外の方法	
3	退院・退所加算 記録	200単位/回 入院・入所中に3回 限度	地域生活への移行に向け、医療機関等との連携を促進し、カンファレンスに参加して多職種から情報収集を行ったうえでサービス等利用計画等を作成した場合に加算	初回加算との併給× 医療・保育・教育機関等連携加算との併給△
4	居宅介護支援事業所等連携加算 記録	100単位/月 1月に1回を限度	者のみ。 介護保険サービスへの移行時に利用者等の同意を得た上でアセスメント同行や情報提供し、居宅サービス計画等の作成に協力した場合に算定 当該指定居宅介護支援事業所等の利用開始日前6月以内に本加算を算定している場合は算定不可	基本報酬なしでも算定○ 一体的運営の場合×
5	医療・保育・教育機関等連携加算 記録	100単位/月 1月に1回を限度	サービス利用支援等の実施において障害福祉サービス等以外の医療・保育・教育機関等の職員と面談を行い、必要な情報提供を受け協議を行った上でサービス利用計画等を作成した場合に加算	初回加算と併給× 退院した医療機関のみから情報提供を受けて退院・退所加算を算定した場合も算定×
6	サービス担当者会議実施加算 記録	100単位/月 1月に1回を限度	継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し、面接に加えて、サービス等の担当者を招集して、実施状況を説明し、担当者から意見を求めて利用計画の変更等の検討を行った場合に算定	出席者がなくメール等で報告のみの場合は×
7	サービス提供時モニタリング加算 記録	100単位/月 1月に1回を限度	サービス等利用計画等に位置付けた福祉サービス事業所等を訪問し、サービス提供場面を直接確認し、結果の記録を作成した場合に加算 但し、兼任している事業所のみサービスの提供場面の確認では算定不可。 相談支援専門員1人当たり1月に39人まで	基本報酬なしでも算定○ モニタリング日と同一日の場合は、それぞれの記録を作成
8	行動障害支援体制加算	35単位/月	強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了した相談支援専門員を事業所に配置したうえで、公表している場合に加算	要届出 利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことはできない
9	要医療児者支援体制加算	35単位/月	医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置したうえで、公表している場合に加算	要届出 利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことはできない
10	精神障害者支援体制加算	35単位/月	地域移行支援や地域定着支援の適切な計画相談支援等を実施するために、地域生活支援事業による精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修又は精神障害者の地域移行関係職員に対する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置したうえで、公表している場合に加算	要届出 利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことはできない

4. 地域移行支援

地域移行支援サービス費の見直し

現行	見直し後	算定要件	注意点
2323単位/月	I 3044単位/月	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士又は精神保健福祉士である従業員が1名以上いること又は、相談支援専門員のうち1名以上は精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者であること。 ・当該事業所において、前年度に地域移行の実績を有すること。 ・障害者支援施設又は精神科病院等（地域移行支援の対象施設）と緊密な連携が確保されていること。（概ね月1回以上） 	
	II 2336単位/月	上記の要件を満たさない場合	

障害福祉サービスの体験利用加算及び体験宿泊加算の見直し

現行	見直し後	算定要件	注意点
300単位/日	I 500単位/日	初日～5日目	
	II 250単位/日	6日目～15日目	

5. 地域定着支援

緊急時支援費の見直し

現行	見直し後	算定要件	注意点
705単位/日	I 709単位/日	現行の居宅への訪問・滞在	緊急時の対応については、あらかじめ話し合いにより申し合わせておくこと 緊急的な支援以外は× メールによる対応は× IIとの併給×
	II 94単位/日	深夜(午後10時～午前6時までの時間)における電話による相談援助で算定	